

及。平況ニ相繼工脚ハ要來替ヲ出出シ及  
 要來シ及、テ材具專費ハ之ヲ補イシ平況ニ升送替ニ回答スルイ際ニ  
 云々及、雖工升送ハ升送替ヲ限用スルイ及、升送替ニ回答シテ及、イ  
 工ニ地盤書ノ回答ヲ限用スルイ及、トシ及、全工ニ極シテ回答スルイ  
 也、且川瀬宝吉ヲ併進シテ工組兼取ニ關スル及、並進シテ及、對全組  
 平相十一社特具專費ハ雖工升送具材具及、山重入湖、古瀬更及  
 二日廿五日

御ハ令ヲ開成レノイヌ

同志ニ準附ハト、成イ

答、殊、式ニ于半代以上ノ手番成テ及

大今日マテハ工組兼取式檢ニ手番ナキナ

答、殊、于地盤ナ延替成出來ヤト、成ヌ

財團法人協調會大阪支所

要 求 書

昔々ハ従業員大會ノ決議ニヨリ左記ノ條項ヲ要求スルモノデアリ  
 マス

(一) 昔々ハ今回ノ會社案ヲ承認スルコトヲ得ズ

(二) 自今従業員ノ出勤時間ヲ午前七時半トシ終業時間ハ午后五時ト  
 スルコト

(三) 自今常備金ニテ働ク時ハ歩合ヲ増ス事(其額七歩トス)

(四) 自今従業員ニ一ケ年ヲ通ジテ五日間ノ休餘ヲ與ヘルコト

(五) 臨時雇ハ一ケ月後本雇ニスルコト(但臨時雇期間中ニ解雇スル  
 場合ハ日給七日分ノ手當ヲスルコト)

(六) 十五分以下ノ遅刻三回マデハ年功皆勤ニ差支ヘナキコト

(七) 木工ノ道具損料トシテ一ケ月ニ付三圓ヲ給與スルコト

(八) 宿飯場ヲ改築スルコト(但シ改築セザルトキハ手當ヲ増額スル  
 事、ハンダ場、ケユ場モ建築スル事)